平成２９年（フ）第６３８号
埼玉県ふじみ野市大井958番地１
債務者　株式会社アーバンビルドブイ
代表者代表取締役　中島　　晃
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下永吉純子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午後２時20分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６９８号
北九州市若松区山ノ堂町14番25号
債務者　東　　誠司
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　疋田　展大
４　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市南畝５丁目１番６－３号
債務者　溝原　基雄
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　祐一
４　破産債権の届出期間　平成30年１月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
香川県高松市屋島西町2074番地１　フラワーハイツ屋島Ａ－101号
債務者　新居　雅勝
１　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志摩　恭臣
４　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第２９号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野517番地
債務者　藤岡　恭子
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久米　一義
４　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後４時
６　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第６６号
青森県五所川原市中央６丁目22番地　コーポグロリア201号室
債務者　佐藤　　薫
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金田健一郎
４　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午後１時45分
６　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
青森市浪岡大字樽沢字村元369番地１
債務者　小笠原孝夫
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　雅通
４　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２７号
宮崎県日南市南郷町中村乙5142番地
債務者　大西　留美
１　決定年月日時　平成29年12月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯治　克治
４　破産債権の届出期間　平成30年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３８３号
盛岡市東中野町８番５号
債務者　石澤　良子
１　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　真実
４　破産債権の届出期間　平成30年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９６号
鹿児島県伊佐市菱刈荒田2638番地１
債務者　山之内正樹
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　雨宮　敬之
４　破産債権の届出期間　平成30年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
松江市春日町328番地１
債務者　中路　　修
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣澤　　努
４　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２８号
松江市春日町328番地１
債務者　中路みよし
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣澤　　努
４　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
石川県能美市荒屋町へ29番地２
債務者　輪業舎こと　澤村　陽一
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川本　　樹
４　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１４８号
北海道苫小牧市もえぎ町１丁目９番21号
シュエットⅠ　202号
債務者　沼田　昭雄
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角　　大祐
４　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部